

研究ノート

日本ファシズム期における幼稚園教育制度改革論議
- 幼児教育一元化に関する改革論議の一考察 -

Discussion on reform of kindergarten system in the era of fascism in Japan

: an essay on educational reform of kindergarten system

梶井 正紀

Kajii Masanori

1. 問題の所在及び目的

1937年(昭和12年)は、日中戦争へと突入し、「戦局が重大化に向って急転していった時期」¹である。このような情勢下において内閣総理大臣近衛文麿の諮問機関として教育審議会(1937年12月)が設置され、幼稚園教育制度に関する審議が行われた。この審議についての先行研究としては、米田俊彦『教育審議会の研究 教育行財政改革-付 国民学校・幼稚園審議経過-』(野間教育研究所、2002年、3月)がある。この研究の論点は以下のことである。①幹事が提出した要綱案が審議過程の中で修正されることなく本答申として位置付けられたこと、②「審議の過程で論じていたことと幹事がまとめた『要綱案』の原案との間には若干の趣旨のずれがあったが、そのずれが埋まることなく成立してしまっ」²こと、③現状を変革する点において控えめな議論等が展開されていたこと、④幼児教育一元化が論点になっていたにも関わらず幼稚園や託児所一元化に関する問題は最終的な要綱の中に組み込まれなかったことが明らかにされた。しかし、この研究の政策側(文部省)と各委員達の幼児教育改革論議(幼児教育一元化改革論議)の分析は極めて不十分であり、それぞれの立場の整理を行ったものではなかった。

本研究の目的は、米田俊彦『教育審議会の研究 教育行財政改革-付 国民学校・幼稚園審議経過-』(野間教育研究所、2002年、3月)において明らかにされた一連の審議経過の再検討ではなく、日本ファシズム期において、政策側はいかなる立場・方向性を示そうとしていたのかを明らかにするために改革論議に関わった委員達の発言を考察し、賛成派、中立派、反対派に分類し、発言を整理することである。

以下、幼稚園教育制度改革論議(幼児教育一元化改革論議)は総力戦、国民精神総動員的な日本ファシズム期のいかなる特徴に基づいて展開されたものであったのか、或いは制度的な革新を図るためにどのような改革論議が提唱されたかを考察したい。

2. 研究の課題・方法

わが国の幼児教育史をたどってみればそこには、「保育所と幼稚園の二元的な発達の歴史」³がみられる。託児所(保育所)は、「貧困対策」、「婦人労働者を確保」を目的として機能し、「富裕な家庭の子どものため」⁴設置されたものが幼稚園であった。性質は異なるがこの二

元的な仕組みについては、日本ファシズム期においても同様であった。

ところで、要綱案に記載されることはなかったが、「幼児教育一元化」の改革論議は日本ファシズム期の時局に寄り添う形で国策的な意図によって展開されたのか、或いは「幼児教育一元化」を提唱した各委員達は時局に寄り添いながら、いかなる立場（賛成派・中立派・反対派）において発言を行ったのだろうか。

研究の方法は、第1次資料である教育審議会会議録（宣文堂書店）を分析し、一連の総会、特別委員会、整理委員会での各委員の発言を検証していく。

3. 教育審議会における幼稚園改革論議と幼児教育一元化の審議経過について

幼稚園に関する改革論議は、以下のように進められた。

- ① 第1回総会（1937年12月）～第8回総会（1938年4月）
- ② 第1回特別委員会（1938年4月）～第8回特別委員会（1938年5月）
- ③ 第5回整理委員会（1938年7月） 幹事試案などが再び特別委員会差し戻し
- ④ 第7回整理委員会（1938年7月）～第16回整理委員会（1938年9月）
- ⑤ 第17回整理委員会（1938年9月）～第19回整理委員会（1938年10月）審議
- ⑥ 第21回特別委員会～第23回特別委員会（1938年11月）審議・決定
- ⑦ 第10回総会（1938年12月）可決

幼稚園改革論議の一連の審議は、第8回総会終了後、特別委員会の場に移り（第1回から第8回）で行われ、整理委員会（第5回）で審議された。ここで幹事試案が提出され、その後、特別委員会へ移され、再び整理委員会（第7回～第16回）で審議。ただし、この整理委員会では小学校改革論議も審議された。整理委員会（第17回～第19回）では、「国民学校ニ関スル要綱案」について検討された。整理委員会（第19回）の後半で「幼稚園ニ関スル要綱案」についての改革論議が行われた。「幼稚園ニ関スル要綱案」は、特別委員会（第21回～23回）で審議・決定、第10回総会で可決された。

（1）政策側（文部省）の見解

各委員会で国の方針を述べた文部省普通学務局長の藤野恵の見解について取り上げてみたい。基本的には、現状説明に重きを置いているが、幼稚園は文部省、託児所（保育所）は厚生省とする線引きが提示されている。政策側としての見解は以下の通りである。

幼稚園	託児所（保育所）
<ul style="list-style-type: none"> ・教育的機能 ・幼稚園は幼稚園令の適用を受ける。 →法の根拠をもって教育の補完をする。 *全国に約1900（昭和11年） →児童数は14万3000人 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会政策的機能 ・託児所も幼稚園令の適用を受ける。 →法の根拠をもたないが、最近の託児所は幼稚園との距離が縮まってきた。 ・乳児を受け入れる場合もある。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳以上の幼児（学齢期前）を対象。 ・ 1つの幼稚園の児童数は120人以下、 1人の児童の数は40人以下に制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児所は預かる子どもの数は多く、時間も長い。（3歳以下の乳幼児を預かる幼稚園はほとんどない） ＊養護に非常に重点を置いている。（幼稚園に相当接近している）
--	--

表1 <第2回・第3回特別委員会会議録、第1回整理委員会会議録より著者が作成>

政策側（文部省）は、託児所を幼稚園に包含することは制度的に困難であるとする見解を示した。保姆を確保するために一部の託児所は幼稚園令を適用しているが、すべてを適用させることは難しい。一方で、幼稚園と託児所の機能について将来的には「統一スト云ウコトハ私共モ建前トシテハ佐用ニ考ヘテ居」⁵とした。

幼稚園と託児所の一元化に関する改革論議について、藤野は、第5回整理委員会で「託児所ト幼稚園トハ洵ニ類似シテ居リマシテ、両方共教育的機能ト社会政策的機能ト両方面ヲ持ツテ居ルノデアリマス、唯託児所ニ於テハ其ノ社会政策的機能の方が経営ノ上カラモ重点ヲ置カレテ居リマスシ、又之ヲ利用スル側カラモ自ラ左様ニ相成ツテ居ルヤウニ認メラレルノデアリマス、他面幼稚園ニ於テハソレト丁度對蹠的ナ関係ニ立ツテ、寧ろ教育的機能ト云フモノヲ留意ヲサレテ居リマス」⁶と述べている。つまり、託児所と幼稚園の機能は異なることを政策側としては改めて示している。藤野が特に機能面の異なるものとして強調している点（保育の時間に関する指摘）は以下の点である。

幼稚園	託児所（保育所）
・ 大体午前中、精々午後に行く位のものが多い。	・ 朝6時から開所し、夜の6時まで12時間くらいの間保育をする。

表2 <教育審議会諮問第一号特別委員会第5回整理委員会会議録より著者が作成>

藤野の考え方を基本として、文部省としては幼稚園と保育所を将来的に統合する方向で進めていくことを検討していくこととした。

第19回整理委員会後半で、幹事の中根秀雄より「幼稚園ニ関スル要綱」案が提示され、原案が検討された。ここに記載された「簡易ナル幼稚園」と「幼稚園と託児所の一元化問題」について、当局は「簡易ナル幼稚園」とは「農繁期託児所」を意味していると説明した。一方で、「幼稚園と託児所の一元化問題」については、当局側として附帯決議で出すことを提案している。さらに、第19回整理委員会において文部次官の伊東は、所管が異なるものを一元化することについて、「一元的ニスルコトガ果シテ此ノ方面ノ施設ヲ本當ニ内容的ニ良イモノニシ、發達セシムルモノデアルトスレバ、文部省ニ取ツテ來テ教育的ニヤリ、保健上モ考ヘテ立派ナモノニスルト云フコトニナリマスノカ、サウデナクテハ向フノ方ヘ一元的ニ持ツテ行クト云フコトモ考ヘラレマスノデ、是ハ理屈ノヤウデアリマスガ、一寸面倒ナ問題デ、特別ノ考慮ガ必要」⁷であることを指摘した。政策側（文部省）としては、幼稚園と託児所の一元化は現時点では一概に方向性は示すことができないが、検討課題であるとした。

(2) 改革論議を提唱した委員の発言について

「幼児教育一元化」に関する改革論議を提唱した委員の主要な発言を取り上げる。

*以下では、その要点を考察するがひらがな表記で記載していく。順不同とする。

森岡常蔵（東京文理科大学長）は、第3回特別委員会において「託児所と幼稚園と云うものは、結局1つになって発展しなければならない」と提言し、第5回整理委員会では、「幼稚園と託児所は成るべく合一して、さうして家庭教育の不足を補う機関」の役割とし、国民教育を行うことの意義を唱えた。

林博太郎（正三位勲一等・整理委員長）は、第3回特別委員会において「家庭教育の出来ない幼児教育と云うことのない託児所に預けると云うことを廃めて、之を教育的に幼稚園令に依つて統制されたものに置換」することは結構なことであるとした。また、「家庭教育を補うやうな立派な幼稚園」として沢山の幼児に入園してもらうことの必要性を提唱した。第21回特別委員会では、託児所と幼稚園との関係について今後政府において慎重な研究を十分に行ってほしいとする要望を提言した。

田所美治（従四位勲二等）は、第3回特別委員会にて一元化賛成派の方々の意見に理解を示す一方で、「幼稚園が託児所の仕事まで背負ってしまうと云うことは到底不可能」と指摘した。また、幼稚園と託児所については「前者は専ら幼児教育の教育的必要に出發し、校舎は労働者と共に乳幼児の保護を目的とする社会事業として発達したのでありまして、現在両者は行政上の指導監督に於て系統を異に致して居る」とし、慎重な研究を行う必要があることを各委員達に説明した。

下村壽一（東京女子高等師範学校長）は、第3回特別委員会において田所の意見に同意した。また、「イギリスの『ナーサリー・スクール』の如きものは丁度日本の託児所と幼稚園とを合はしたやうなものが存在するとし、いわゆる託児所と幼稚園が文部省の所管とされていることを報告しているが、この報告を意見するにあたり「甚だ失態」であるとも述べている。また、第5回整理委員会では、幼稚園と託児所を一緒にすることは理想ではあるとしながらも、「実現は困難と云ふことでありますが、少くとも幼稚園の改善は当然此處で論議しても良い」とした。下村は、幼稚園や託児所と区別することなく、児童就学前の教育（広い題目）で考えていくことの必要性を提唱した。

三國谷三四郎（師範学校長）は、直ちに2つを合体することは非常に困難ではあるが、「大きな国策を確立しました場合に於いては、将来之を一元化すると云ふ方向に向はれることが適切なる幼児教育を施す上から絶対に必要なことである」と意見した。また、託児所は教育的に課題（不完全）であるので、将来は幼稚園に一元化・統合するべきとする意向を示した。

佐々井信太郎（従七位）は、就学前の「簡易幼稚園とでも云つた風なものを認めて、現在あります農繁期託児所、日曜学校、或はそれに類似の例へば一箇年間に一箇月居ないやると云ふやうなものを奨励して、全部が義務教育と云ふことは無論困難でありますけれども、就学前に或程度の教育」を行うことを奨励すべきであると述べている。ま

た、「就学前の幼児教育の1つの組織、体系」を検討していくことの必要性を提唱した。

後藤文夫（正三位勲一等）は、第5回整理委員会では、「幼稚園を出た子供と出ない子供と同じ境遇に在る場合にはどう云ふ相違があるのか、又家庭が同じ境遇でなく、相当家庭の教養が行はれると云ふ所では現在幼稚園で教養して小学校に入れた者との間に相違がないのであるか」などと自らを素人とした発言を行い、問題提起を行った。また、保母の養成に助成を講じて努力はしているが、保母の供給に問題があることを指摘している。第22回特別委員会では、2つの組織（文部省と厚生省）が、「衝突をしたり、摩擦をしたりすることのないやうにされて、互に相補つて完璧を期すやうに十分ご配慮を願ひたい」と述べている。

西村房太郎（公立中学校長）は、第22回特別委員会において「3歳までは託児所に連れて行き、4歳5歳と云ふものを幼稚園でやると云ふ風にすることが、貧富の間の感情を和げることにもなる」と述べ、幼児教育一元化の論議というよりは年齢で区別することの必要性を述べた。

田尻常雄（横浜高等商業学校長）は、第4回特別委員会において「託児所の必要は益々増して来ると思ひます、幼稚園でありますと3歳以上と大体なつて居りますが、託児所の方も3歳以上になれば、或適當の土地に集合した幼稚園を拵へて、そこで教育を施すと云ふことも必要」であると述べ、3歳以上に対して幼稚園教育を行うことの重要性を提言した。

4. 考察

政策当局である文部省の見解として「幼児教育一元化」は、将来的な展望があるとはいえ、難しい問題であるとする意向が示されていた。例えば、「表1」で記載した第2回、第3回特別委員会、第1回整理委員会における文部省の見解は、幼稚園は教育的機能、保育所は社会政策的機能であるので不可能であるとするものであった。一方で、第5回整理委員会会議録では、幼稚園と託児所の機能面の違いを明確にし、一元化問題では、「簡易ナル幼稚園」（農繁期託児所）に関する説明を加え、その位置づけについては「面倒な問題」、「特別な考慮が必要」であるとし、消極的な考え方を述べている。文部省としては現状、検討課題であるとした上で、第2回特別委員会で藤野惠普通学務局長が「統一すると云ふことは私共も建前としては作用に考へて居」⁸と述べており、一連の課題は行政的問題（文部省と厚生省との行政上の区分）であることが明らかにされた。この発言の意図には、個人的には統一する方向が望ましいが、文部省として方向性を容易に示すことができないと解釈することもできる。また、文部省の意向を述べる際には、「国家総動員」、「総力戦」といった語句を重ねながら「幼児教育一元化」の改革論議を提示していくといった姿勢は特には見られなかった。次に、幼児教育一元化の改革論議を提唱した委員達について考察していく。幼児教育一元化に賛成した委員と反対した委員は以下の通りである。

(表 3)

1) 賛成	2) 中立	3) 反対
森岡常蔵 三國谷三四郎 佐々井信太郎 林博太郎	後藤文夫 西村房太郎 田尻常雄 *立場を明らかにしていない委員	田所美治 下村壽一 文部省

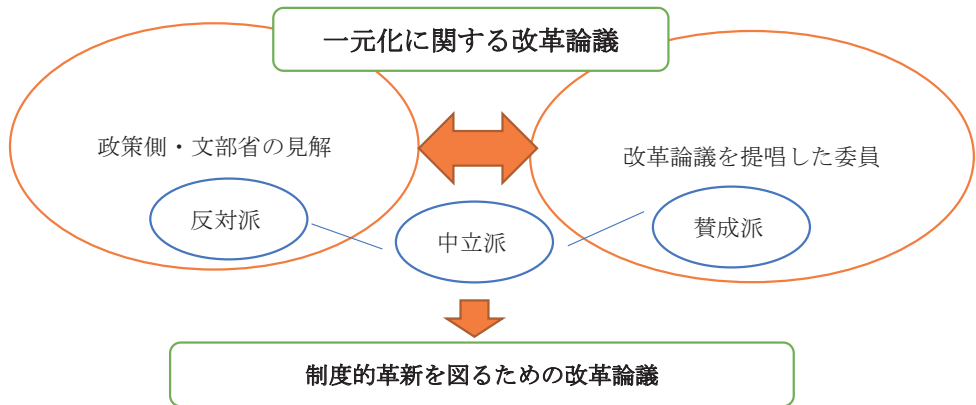
＜幼児教育一元化改革論議に関する各委員達の発言より分類＞

- 1) 賛成の立場。森岡常蔵は、第3回特別委員会において託児所と幼稚園の一元化を主張し、良い習慣・衛生思想や国民教育、義務教育の基礎を固めていくことが重要であるとした。三國谷三四郎は、現状を鑑みて困難であるが、国策を確立した場合は一元化する方向に向うことが適切な幼児教育（できる限り幼稚園の教育を普及）であるとした。ただし、託児所を幼稚園に一元化・統合論を提唱している。佐々井信太郎は、幼児教育を1つの組織の枠の中で実施することを提唱している。また、簡易幼稚園を認めたり、農繁期託児所、日曜学校などを紹介したりして奨励していくことが必要であるとした。林博太郎は、立場が異なるからといって分けるのではなく、経費等の問題もあるため困難なのは分かるが不可能ではないことを指摘した。その一方で、日曜学校などを具体的に例示し、両者（幼稚園・託児所）の融合を提案・研究が必要であると述べている。
- 2) 中立の立場。立場を明らかにせずに現状を慎重に捉えている委員の考え方を指す。後藤文夫は、主に託児所の実態や幼稚園の目的等を提示した。西村房太郎は、補助金の問題について触れた。（託児所は補助金を厚生省から受けているが、幼稚園は受けていないこと）また、貧富の差を和らげるためにも年齢制限を設けるべきであることを指摘した。第22回特別委員会の発言冒頭において幼稚園に関しては全く知識がないことを述べている。田尻常雄は、託児所の現状報告（工業都市・農村に位置、両親共働き、片親のみが引き受けている等）や幼稚園の目的について触れ、託児所でも3歳以上になった時には教育が必要であるとする個人的見解を示した。
- 3) 反対の立場。田所美治は、託児所が不要とならないこと、幼稚園が託児所の仕事まで背負うことは不可能であるとする見解を示し、幼児教育二元論者としての立場を明らかにした。また、特別委員長として「皇国の発展」、「国民育成の素地」とする発言を行い、幼児の身心の健全な発達を図ることや幼稚園の普及（拡大）について提唱した。下村壽一は、第7回総会にて、幼稚園は保姆の養成が不十分であることや託児所は「赤い思想」の影響を受けていることを懸念し、第3回特別委員会では、幼児教育一元化については反対の意思を表明し、田所の意見に賛同する意向も示している。イギリスのモデル（託児所・幼稚園の所管は文部省等）を紹介したり、日曜学校について取り上げたりしている。第5回特別委員会では、幼稚園と託児所を一元化することは理想であるとしながらも実現は困難であるとした。一方で、両者を区別することな

く託児所においても教育が必要であるとする見解を示した。

改革論議の中で「幼児教育一元化」に賛成の立場の委員達は、国策の現状を踏まえ、教育的要素を託児所でも実施していくことが急務であり、幼稚園や託児所を一元化することが必要であるとした。中立な立場を貫き、立場を明確にしない委員達は、現状の中での幼稚園、託児所の課題点に特化した発言を展開した。一元化に反対の立場の委員達は、託児所に教育的要素が必要であることを認識しながらも、託児所がなくなることを懸念し、政策側の意向に寄り添いながら、現実路線を確保していこうとする意図が伺える。特に、特別委員長長の田所は、委員達の意見に耳を傾けながらも、幼稚園教育の普及を図ることを期待し、「国民基礎教育の刷新」を鑑みながら、意図的に改革論議を提唱していたような印象を受ける。

このように、全体的な幼児教育改革論議を考察し、政策側や改革論議を提唱した委員達の発言を検証してみても、日本ファシズム期であるがために時局の情勢に寄り添いながら積極的な改革論議を提唱するといった印象は薄い。むしろ、制度的な革新を図るためそれぞれの立場、思想に基づいた幼児教育改革論議が柔軟に提唱されていたとみることができ



<図1> 一連の改革論議のイメージ図 著者作成

< 発言資料編 >

(以下、各委員の発言を資料としてまとめておく。改革論議の要点のみ、ひらがな表記にて記載)

< 第3回特別委員会 >

氏名・役職・委員会名	主な発言（改革論議）
森岡常蔵（特別委員） 第3回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 託児所と幼稚園と云うものは、結局1つになって発達しなければいけないと常に考えて居った。幼稚園に子どもを入れて早くから活動の仕方も教える、言葉の使い方も教える、良い習慣も養い衛生思想も養うということが国民教育、義務教育の基礎を固くする所以であると思ふのであります。 ・ 2つのものを合わせて幼児教育を一保育と云いますが、保育を確実にやって、一面は社会政策的見地から見ても其の方に裨益も興へ、又国民教育の基礎を固くする云う立場からも今お話の通りにして確実に此の幼稚園と云うものを発達せしめて行きたいと考えて居る次第であります。
林博太郎（特別委員） 第3回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園と託児所の問題ですが、託児所は工業地帯の職工の家庭が主でありまして、家庭教育などは無論できない、夫婦は共働きに出る、その子どもを預かる機械的の場所で、文部省より内務省の方に属すべきものであることは其の通りであります。是等の家庭教育の出来ない幼児教育と云うことのない託児所に預けると云うことを廃めて、之を教育的に幼稚園令に依つて統制されたものに置換へて行くということは洵に結構なことであると私は思ふのであります。 ・ 許すならば幼稚園と託児所とを一緒にして、之を義務教育にすると云うことは別問題であります。今日の家庭教育を補うやうな立派な幼稚園にして、成るべく余計幼児に入ってもらふようにしてもらいたいと思ふのであります。 ・ 将来、託児所と幼稚園とを合併することになれば、尚も以て保姆が小さい子どもの教育者であると云ふ重任を負ふだけの一方に於て教育も更にしていかなければなりませぬし、又其の養成もして行かな

	ければなりませぬ。
田所美治（特別委員長） 第3回特別委員会	<p>・私としては幼稚園のことも苟も軽率に決めるということがあつてはなりませぬから、もう少しご審議を願ひたいと存じます、それで此も幼稚園のことに關して皆さんの御諒解になつて居る所と当局の御考えとが違ひはしないかと思はれる点がございますから、その点を伺つて、皆さんのご参考にもなると思ひますから、当局の御答を求めたいと存じます。</p> <p>・託児所と云ふのは林伯爵も御説明になつたやうに、工業地帯或いは商業地帯にもありませうが、母親が外に出て労働或は勤勞をする、其の為に子供を置去りにして行かなければならぬと云ふ場合に、遠慮会釋なしに満一年にならぬ乳呑児まで預つて、今日では宗教家がやりましたり所謂社会事業としてやつて居るのでありまして、それが何にも規定がないものでありますから、續けさまに満3歳、5歳、6歳になつても預つて居る所があるかもしれませぬ、そう云ふ状態であらうと思ひます。</p> <p>・幼稚園は外国の模倣で、満3歳以上云々と云ふことで「エコール・マテルネル」と云ふものを拵へた譯であります、是は任意の制度のものでありますから入る者も少く其の發達は甚だ振はなかつた、之を一緒にしてしまつて、一寸先刻の御説明では託児所はなくしてしまふと云ふ風にもとれますし、或はみなさんもさう云う方向に進んだら良からうと云ふ御考へがあるのではないかと思ひますが、さう致しますと私は大ごとだらうと思ひます。</p> <p>・幼稚園が託児所の仕事まで背負つてしまうと云ふことは到底不可能ではないかと思ひます。</p>
下村壽一（特別委員） 第3回特別委員会	<p>・幼稚園と託児所とを全然合併してしまふと云ふことはどうであらうかと云ふ委員長の御意見でございましたが、私もさう思ひます。</p> <p>・現在託児所は教育行政上の配慮の中からすつかり漏れて居る、だからして此の託児所の所管が假令厚生省になりませうとも、やはり是は教育行政の範圍</p>

	<p>に取入れて相当の考慮を加えて行くということが必要であらう、是が文部省の眼底を過ぎらぬと云ふことは甚だどうも教育の上から申して如何であらうかと思ひます。</p> <p>・斯様なことを申すと甚だ失態であります、イギリスの「ナーサリー・スクール」の如きものは丁度日本の託児所と幼稚園とを合はしたやうなものであります、是はご承知の通り非常に奨励を致して居りまして、全然文部省の所管に入つて居ります。</p> <p>・日曜学校と云ふものが仲々多いのであります。是は私は色々な実例を調べて居りますが、精神教育の方面に於ては動もすると小学校の精神教育の方針と背馳をして居る、悪意があるのではない、決して小学校の教育を毀さうと云ふことを日曜学校の当事者は考へて居るのではありませぬ・・・</p>
<p>林博太郎（特別委員） 第3回特別委員会</p>	<p>・幼稚園は教育的である、託児所は教育は要らないのだ、是は1つの子供を預かる所に過ぎない、立場が違ふから是は分けてあるのだと云ふことは少しどうかと思ひます。経費の都合とか人数が多いとか色々なことで之を一緒にすることが困難であると云ふことは了解致します、が困難であると云ふことは不可能であると云ふことでないと私は思ひます、と云ふのは今日の児童心理の研究の結果から見て、子供が一番「スポイル」されるのは何であるかと云ふと、子供が便宜上嘘をつくと云ふことであります、嘘をつくと云ふことが何歳位から始まるかと云ふと早い者は2歳から嘘をつく、尤も之は嘘をつかなければ親が打ちますから、己むを得ず生存上の必要から来るのでありまして、必ずしも心理的ばかりではないのであります、之は実験に依ると工場地帯の子供は最も嘘をつき易い家庭の中から預けられるのでありますから、さう云ふ者を託児所に置いて教育的にやる必要はないと云ふことで、而も80人も90人も一緒に入れて置くと云ふことはどうかと思ひます。</p> <p>・日曜学校など一緒にして、できることから十分に</p>

	研究して成るべく早く何とか両者の融合を図って戴きたいと思ひます。
田尻常雄（特別委員） 第4回特別委員会	<p>・託児所はご承知の通り工業都市或は農村、両親が稼ぎに行く、或は片親を失うたと云ふ時に託児所が引受けてさうして稼がせる、殊に出征者の多い今日に於ては片親で以て稼いで居る所も多いのでありますから、託児所の必要は益々増して来ると思ひます、幼稚園でありますと3歳以上と大体なつて居りますが、託児所の方も3歳以上になれば、或適當の土地に集合した幼稚園を拵へて、そこで教育を施すと云ふことも必要と思ひます。</p> <p>・幼稚園の目的は天然教育だけではなくて、家庭教育を補ふと云ふことが幼稚園令に謳つてあります、然るに此の幼稚園と云ふものが極く區々で、随分怪しげな幼稚園があることを見受けます。特に営業的にやつて居る所に於ては随分家庭から拵つてやつて居ると云ふことも聞いて居りますが、もう少し監督してないようを充実せしむる必要があると思ふのであります。託児所もさう云ふ風に3歳以上に達したならば、所謂家庭の延長で相當の教育を施す必要があると思ひます。</p>

<第5回整理委員会>

氏名・役職・委員会名	主な発言（改革論議）
後藤文夫（整理委員） 第5回整理委員会	<p>・幼稚園を出た子供と出ない子供と同じ境遇に在る場合にはどう云ふ相違があるのか、又家庭が同じ境遇でなく、相当家庭の教養が行はれると云ふ所では現在幼稚園で教養して小学校に入れた者との間に相違がないのであるか、今、日本の幼稚園と云ふもの、挙げて居る現実の効果と云ふものがどう云ふ程度のものであるかと云ふことを伺ひたいのです。幼稚園はないよりあつた方がよいのだと決めて掛ればさうなるかも知れませぬが、素人で甚だ迂闊ですが、存じませぬので、非常に痛切に必要なものであるかどうかと云ふことを伺ふのです。</p> <p>・保母の養成等に付て助成の施設を講じて優良な保</p>

	<p> 母の出るやうなことに努力して居られると云ふことは、良い保姆の要求は相当にあるが之に対して保姆の供給が十分でない、言葉を換へて言へば幼稚園を設置したい、相当な設備のものにしたいと云ふ考を持つ所はあるけれどもそれに対する保姆が十分に供給されないと云ふ実情である、設置をしたいと云ふ要求があるのは幼稚園に入園をさせたいと云ふ希望は随分ある、幼稚園を造りさへすれば随分入園希望者はあるのだ、あるに拘らず入園させ得ない実情にあるのだ、斯う云ふ風に想像して良いのでありますか、或は幼稚園は中々勧誘して見ても入れないのだ、設けては見ても幼稚園に入れる必要のある者を十分に入れさせると云ふだけに保護者等が熱意を持たないのだ、持たないけれどもまあそれは其の儘にしてある、補助とか何とかを上の方からすると云ふのと又別に入園を勧誘するとか奨励するとか云ふやうな実際上の努力と云ふものが幼稚園に児童を持つて居る社会に接触して行はれて居るのであらうかどうかと云ふことが私の最初の疑問であつたのであります。 </p>
<p> 森岡常蔵（整理委員） 第5回整理委員会 </p>	<p> ・家庭が良い家庭で世話が行届くやうな家庭の子供なら幼稚園を通つたのと、温かい両親の下に育つて居るとさう大した差はないかも知れませぬ、御承知でございますが、幼稚園と云ふのは私共の知る所ではドイツは外の国と較べて発達はさう盛んではないと思ふ。今もドイツは成るべく子供は温かい父母の膝下で育てるのが本義であると云ふやうな方針を執つて居るやうに考へます、大正15年頃に幼稚園令を作つた時に私も多少參與致しましたが、其の時の考え方は、家庭の極く良い世話の行届くと云ふ子供よりも寧ろ下層の方の子供達に対して此の幼稚園の必要があるのではないかと云ふ立場で現在の幼稚園令は出来て居るのであります。 </p> <p> ・将来国民が健全に発達する上に於ても憂ふべきことでもありますから幼稚園と云ふものは大いに必要あるものだと云ふ風に考えた譯です。 </p>

	<p>・今の国民の実際の事情から見て幼稚園は相当に擴げて行つて、子供の健全に発達せしむるやうに図ることが良いではないかと私は考えて居ります。</p> <p>・出来得るならば之を一本にしたらばどうであろう、子供を預かる以上は之を教育的に本当の子供の発達を順当にして子供を保育する・保育と云つても結局教育であります。さう云ふやうに保育をして行かなければならぬ筈だから託児所があるとしてもそれはやはり幼稚園と同じ性質で、子供の心身の発達、又家庭の不完全を補つて行くやうな所に立場を置いて行かなければならぬと思ふのですけれども・・・</p> <p>・初め幼稚園令が出来た頃は、託児所の方は兎に角補助があつて之を設立し易いのでありますけれども、幼稚園はさう云ふものがないものでありますから思ふやうに発達しないと云ふことは幼稚園に關係して居る者が皆言つて居る所のやうに思ひました、それだから私は之を一元化したらどうかと云ふことを申したのであります。</p> <p>・今の幼稚園は3歳以上の幼児が本則ですけれども、3歳未満の者と雖も之を幼稚園に入れることが出来ると云ふ道を開きまして・生れたばかりの赤ん坊を預かると云ふことは困難でありませうが・相当年月を経て歩くことが出来る位になつた子供ならば之を預つて教育的に世話をすると云ふことは出来る筈ですから、3歳以上が本当の幼稚園の目的でせうけれども、3歳未満の者も幼稚園に入れ得ると云ふことの道を開いたのは其の為かと思ひます。是は例へば外国の例を見ますと云ふと、アチラデハ幼稚園とは申しませぬ「エコオル・マテルネル」ですから「母親学校」と云ふ言葉で「幼稚園」と云ふ言葉は使つて居りませぬ、其の「エコオル・マテルネル」で3歳くらいの小さい子供も預かり、もつと小さい子供は仏蘭西語で「クレッシュ」ドイツ語で「クリッペン」それを一緒に預かるやうなことを致して居ります。</p> <p>・幼稚園と託児所が別になつて居ると小さい子供は託児所の方に伴っていかねばならぬ、又少し大</p>
--	---

	<p>きいのは幼稚園であると云ふことになつて不便であることは申すまでもありませぬし、同時に之を託児所にやれば幼稚園程子供を教育的には考慮はしないと云ふ結果を生ずるだらうと思ふ、さう云う意味から3歳未満の幼児も幼稚園に入園せしむることを得ると云ふ道を大正15年に開いたことだと思ひます。</p> <p>・幼稚園と託児所は成るべく合一して、さうして家庭教育の不足を補ふ機関として小さい時から健全なる国民としての教育を施して行くやうにすることが必要だらうと私は考えて居る次第であります。</p>
--	--

<p>下村壽一（整理委員） 第5回整理委員会</p>	<p>・ 諸外国でも就学前の児童の教育に力を入れてやっ て居る、殊に世界大戦後さう云ふ勢が強い、各国競 つてやっ居るやうな状況であります、今此の委 員会で教育制度の内容の根本的改善を考えると云ふ 場合に当つて、どうしても是は等閑に附する譯に行 かない問題であらうと思ひます、それで是は幼稚園 と云ふと問題が狭くなりますから、就学前の幼児の 教育問題として此の会では取上げて、今当局の御説 明を伺ひましても今の幼稚園と託児所とを一緒にす ると云ふことは理想ではあるけれども、中々実現は 困難と云ふことであります、少くとも幼稚園の改 善は当然此處で論議しても良い譯であります、それ から保育所、託児所の方を唯今までのやうに社会事 業として一種の「チャリティー」のやうな譯で、唯子 供を預かつてを人をやつたり遊ばして置く、さうし て両親の垂して纏ひにならないやうにすると云ふこ とでなしに、どうせやるならばもつと教育的に考へ てやらせると云ふことにして、詰り託児所の教育的 方面は文部省で指導すると云ふ建前で行うべきであ らう、所管はもちろん厚生省の所管で宜しいけれど も、唯社会事業として、教育的方面からは何處から も世話をせぬと云ふことでは洵に困つたことであり ますから、幼稚園だ、託児所だと云ふことをえらい 区別をしないで、此の際としては児童就学前の教育 と云ふ広い題目として幼稚園のみならず託児所の教 育的方面も餘程指導をし世話をすると云ふ必要を決 議をしたらどうかと思ふのであります、如何であ りませうか。</p>
<p>三國谷三四郎（整理委員） 第5回整理委員会</p>	<p>・ 今日教育に対する国家の大きな国策を樹てるには 幼児教育に付ては本当に新しく考へて見るものが 非常に必要なことのやうに考へられるのであります、 實際小学校教育をやつて見まして其の小学校教育の</p>

	<p>成績に付て反省をして見ましたり、又幼児其の者に付ての学問的な研究等から考えまして、現在は余程幼児と云ふものに対する色々な意味が深く考えられて来て居ると思ふのであります、随つて斯う云ふ時期に幼児教育に対する国家の大きな方針を確立すると云ふことが非常に必要のやうに思ふのであります、それに就きまして幼稚園に入る者も入らぬ者も全部の幼児に対して国家が其の国策としての幼児教育を出来るだけ立入つて実施すると云ふ何か方法はないものか、此の点が非常に考へらるべき点だと思ふのであります。それに対して実際的な問題としましては現に制度として出来て居る幼稚園の教育を出来る限り普及充実する、斯う云ふことが先づ第一に考えられる点であると思ひます。</p> <p>・局長さんの御話のやうに直ちに幼稚園令に依る幼稚園と同じものにして合体すると云ふことは實際上非常に困難であると私共は見て居ります、それは出来悪いことであらうと思ひますので、是は大きな国策を確立しました場合に於いては、将来之を一元化すると云ふ方向に向はれることが適切なる幼児教育を施す上から絶対に必要なことであるやうに思ふのであります。現在の所では託児所は教育的に考えて見まして非常に不完全なものであるやうに考えますので、是は将来是非とも幼稚園に一元化して統合すべきものではないか、斯様に思ふのであります。</p>
<p>佐々井信太郎（整理委員） 第5回整理委員会</p>	<p>・現在の幼稚園並びに将来其の発達は、寧ろ或意味に於て積極的に指導し奨励すると云ふやうな態度を執ることに決めて、之を幼稚園とか託児所と云ふものは当然正則のものであります、寧ろ簡易幼稚園とでも云つた風なものを認めて、現在あります農繁期託児所、日曜学校、或はそれに類似の例へば一箇年間に一箇月居ないやると云ふやうなものを奨励して、全部が義務教育と云ふことは無論困難でありますけれども、就学前に或程度の教育をする・・・。</p> <p>・私共の意見としては唯就学前に或程度の教育をやらせることを奨励すると云ふ態度に決めて、就学前</p>

	の幼児教育の1つの組織、体系を樹てる、さうして一箇年に一箇月以内とか・・・。
林博太郎（整理委員長） 第5回整理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・精神女学院は宗教のことをちつとも言っておりませぬ、私子供をやつた経験がありますが、あれ程の「カトリック」の頭だけれども・・・ ・幼稚園には随分園長などがキリスト教信者である場合がある、それが果たしてどう云ふことをやつて居るかと思ふことも考へなければならぬ。

< 第19回整理委員会 >

佐々井信太郎（整理委員） 第19回整理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・託児所と幼稚園との関係、又其の保姆等の問題に付て、無論是は管轄が違う譯であります、之を御書きになる時の御心持は、其のことは全然所管が違ふと云ふので含めずに御考へになつたのでありますか、それとも何か御心持を御持ちになつたのでありますか。（当局は、附帯決議を提案、幼稚園教育に関する要綱の中に託児所に関する事項を掲げるのは如何かとする見解有） ・託児所と幼稚園との問題に付て其の一元化を実現するやう希望することを附帯決議にでもして置けばと云ふ御話でありましたが、私はそれは是非実現するやう希望する譯であります。 ・管轄が違ひますから、其の間の交渉は色々当局に御骨折を願はなければならぬと思ひますが、原則としてはさうありたいと思ひます。 ・教育的の幼稚園の児童の躰の仕方なり或は保姆なり其の處に居る職員の取扱が同じになれば私は良いと思ひます。 ・幼稚園は大体早く時間を切り上げて児童本位であり、託児所は父兄本位になつて居ります、それで何処から何処までを幼稚園にするかと云ふ区別も困難でありますし、之を文部省の所管にしてしまふとか厚生省の所管にしてしまふことは出来ないだらうと思ひます。唯其の中に於ける或る範囲の問題
---------------------------	---

	<p>だけを同じやうに取扱ふ、斯う云ふことで良いのではないかと思ひます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の方面だけを同じに取扱ふと云ふ意味です。
--	--

「幼稚園ニ関スル要綱」は、第 19 回整理委員会において林委員長の「全面的ニ原案ヲ御異議ハゴザイマセヌカ」とする確認後、他の委員からも異議がないことから可決された。この要綱が第 21 回特別委員会へ提出（文末資料 2）された。整理委員会のものと比較すると句読点や見出し数字が付けられた程度で、基本的には内容の変更はなされていない。

<第 21 回特別委員会>

<p>林博太郎（特別委員） 第 21 回特別委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園に於いては将来一層純真なる性情の涵養に力むると共に保健養護に留意して強健なる身体の基礎を作ることが大切であります、徒らに知的負担を多くするが如きは嚴に戒しむべきであります、又躰を重視して日常生活に於ける善良なる習慣を得しめ、国体に関する敬虔なる心情を啓培すると共に社会性を助長するは極めて須要と謂ふべく、斯くの如き趣旨に於て保育内容の刷新振興を期すべきであります。 ・保育内容の刷新は畢竟保姆養成機関の整備充実に待たなければなりません、然るに我が国に於て未だ制規の保姆養成制度が確立せられて居らないことは甚だ遺憾であります、文物の進歩著しく幼児保育の必要なる今日、速に之が養成制度を確立し、修業年限も少くとも 2 年以上と爲すべきものと考へます。 ・保姆養成制度の確立と相俟つて之が指導監督機関を整備すると共に、保姆優遇の途を講ずることが肝要であります。 ・幼稚園は前にも述べたる如く、家庭を扶けて幼児の身心の適正なる発達を遂げしむるを以て本旨とするのであります、此の意味に於て一層家庭との関係を緊密ならしむべき方法施設を講じ、之に依つて啻に幼稚園の職能を完からしむるのみならず、延いて家庭教育の改善に裨益せしむべきであります。 ・幼稚園と託児所との関係であります、現在両者は夫々行政上の指導監督に於て系統を異に致して居るのであります、然しながら託児所に於ても其の教育
-----------------------------------	--

	<p>的職能に付ては教育行政上の立場から配慮せらるべきものがあるやうに考へられるのでありまして、是等の貼に付ては今後政府に於て十分慎重なる研究を遂げ、幼児保育上有効適切なる措置を講ぜられることは極めて緊要であると信じます。</p>
<p>安藤正純（特別委員） 第 21 回特別委員会</p>	<p>・幼稚園の如きは私設を今後は奨励なさるのかなさらぬのか、さう云ふことについて疑問があります。 *林委員は、差し支えないと回答する。</p>

第 23 回特別委員会では、田所美治（特別委員長）から 1 項目から 4 項目までの確認が行われた。4 項目にある「幼稚園と家庭との関係を一層緊密ならしむると共に之に依り家庭教育の改善に裨益せしめ、併せて幼稚園の社会教育的機能の發揮に力めしむること」では、以下の委員から質問（改革提案）が出された。

< 第 22 回特別委員会 >

<p>後藤文夫（特別委員） 第 22 回特別委員会</p>	<p>・社会事業施設としての託児所-幼児保育の機関を設けることに付て、主務省の方面で大分力を入れて居られると云ふことであります、此の間の会議でもそれが問題になつて当局の御話を伺つたのでありますが、厚生省方面で御考へになることと文部省で御考へになることとの間に調整を取られることが必要で、餘りそれを緩慢にして置いてはいけなひではないか、段々教育的見地から取り扱はなければならぬ年齢の児童まで単純なる社会事業施設として取扱ふやうな考で、政府公共團體等がそれに盛んに補助して段々整備が出来上つてしまふと、後でそれを教育機関的に扱へと言つても、監督や指導の系統が分れて来て困難を生ずるではないかと思ひます。当局の間に於ける御話合は如何様になつて居りますか、又施設が片跛にならないやうに教育的施設の幼稚園を促進されると云ふ方法に進むやうに相成つて居りますかどうか、此の点伺いたい。</p> <p>・衝突をしたり、摩擦をしたりすることのないやうにされて、互に相補つて完璧を期すやうに十分ご配慮を願ひたいものであると思ふのであります。</p> <p>*当局、藤野からは、文部省と厚生省は行政上の指導監督・系統が異なることが改めて説明された。託児所の教育的機能については教育行政上の立場から</p>
-----------------------------------	---

	<p>配慮していく必要があることも答弁し、今後政府においての研究課題であるとした。また、幼稚園については、社会事業法は適用されないことなども説明された。</p>
<p>西村房太郎（特別委員） 第 22 回特別委員会</p>	<p>・託児所の方は厚生省から補助を受けるが幼稚園の方は何も受けないと云ふことになつて、段々幼稚園を止めて託児所にして幼稚園的のことをやる、さうなりますと富者の子弟だけが幼稚園へ行つて貧者の子弟だけが託児所に行く、斯う云ふことになつては其の年齢も混雑しますし、さう云ふことを避ける為仮に 3 歳までは託児所に連れて行き、4 歳 5 歳と云ふものを幼稚園でやると云ふ風にすることが、貧富の間の感情を和げることにもなる……</p>
<p>田所美治（特別委員長） 第 22 回特別委員会</p>	<p>・皇国の発展に備へて就学前に於ける幼児の身心の健全なる発達を図り、純良なる性情を涵養し、国民育成の素地を培ふは極めて切要なり。これ固より家庭教育及女子教育等の振興に俟つ所多いと雖、時勢の推移に伴ひ家庭を扶けて幼児教育の完きを期するの要愈緊切なるものあり。将来一層幼稚園の普及発達を図ると共に其の内容の整備を期するは、国民基礎教育の刷新と相俟つて刻下須要の時務なりと謂ふべし。</p> <p>*各委員達からは異議なし。</p>

第 22 回特別委員会で審議された後、第 10 回総会にて幹事の中根秀雄より要綱案が朗読され、田所（特別委員長）より具体的な報告が行われた。また、要綱案については特別委員会のものと変更なく、同様のものである。

<第10回総会>

<p>田所美治（特別委員長） 第10回総会</p>	<p>・国民育成の根基を培ふ意味に於きまして、就学前に於ける幼児保育の刷新を図ることが肝要であります。之が爲には固より家庭教育及女子教育の振興を図ることが大切であります、輓近に於ける社会の推移に伴ひまして、家庭を扶けて幼児保育の完きを期するの要愈々切なるものがあると存じますので、将来一層幼稚園の普及発達を図ると共に、其の内容を充実しますことは、国民基礎教育の刷新と相俟つて、刻下極めて須要と考へられるのであります。</p>
<p>幼児教育一元化に関する説明</p>	<p><幼稚園ニ関スル要綱の説明></p> <p>・幼稚園と託児所との関係であります、申す迄もなく前者は専ら幼児教育の教育的必要に出發し、校舎は労働者と共に乳幼児の保護を目的とする社会事業として発達したのでありまして、現在両者は行政上の指導監督に於て系統を異に致して居るのであります、併しながら實際託児所も単に乳幼児の保護のみに止まらず、大体幼稚園と同様幼児の教育を致して居る実情でありまして、斯くの如き教育的機能に付ては、教育行政上の立場から配慮せらるべきものがあるやうに考へられるのであります、幼児教育の重要性に鑑み、是等の点關しては、今後政府に於て十分慎重なる研究を遂げ、幼児保育上有数適切なる措置を講ぜられたいのであります。</p>

- * 原案通りの要綱案として提示された「幼稚園ニ関スル要綱」
- 一 幼稚園の設置に付一層奨励を加ふると共に特別の必要がある場合は簡易なる幼稚園の施設をも認むること
- 二 幼児の保育に付ては特に其の保健並に躰を重視して之が刷新を図ること
- 三 保姆に付ては其の養成機関の整備拡充に力むると共に其の待遇改善を図ること
- 四 幼稚園と家庭との関係を一層緊密ならしむると共に之に依り家庭教育の改善に裨益せしめ、併せて幼稚園の社会教育的機能の發揮に力めしむること

<文末脚注>

-
- 1 国立教育研究所『日本近代教育百年史』文唱堂、1973年、970頁
 - 2 米田俊彦『教育審議会の研究 教育行財政改革-付 国民学校・幼稚園審議経過』野間教育研究所、2002年、326頁
 - 3 城戸幡太郎先生80歳祝賀記念論文集刊行委員会『日本の教育科学』日本文化科学社、1976年、197頁
 - 4 同上
 - 5 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第1輯、第2輯（第5回整理委員会会議録）』宣文堂書店出版部、1970年、201頁
 - 6 同上、200頁
 - 7 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第3輯、第4輯（第19回整理委員会会議録）』宣文堂書店出版部、1970年、391頁
 - 8 『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録第1輯、第2輯（第5回整理委員会会議録）』、前掲書、201頁